

別表第1（第2条、第3条、第4条、第16条関係）
（性能向上リフォーム）

機器種別		対象設備の要件及び補助対象経費等
高効率設備の導入 （未使用品に限る。）	電気ヒートポンプ	JIS C 9220：2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が2.7以上であること。
	潜熱回収型ガス給湯暖房機	給湯暖房機にあつては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能機、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7%以上であること。
	潜熱回収型石油式給湯暖房機	油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機にあつては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6%以上であること。
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯暖房機	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKASA705）が102%以上であること。
	コージェネレーション設備	ガスエンジン給湯器 ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS基準JIS B 8122に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準LHV基準で80%以上であること。
	HEMS	ホームエネルギーマネジメントシステムについては、次の(1)又は(2)のいずれかを満たすこと。 (1) 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む。）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。 (2) システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に不可欠な機器であること。また、HEMSに必要なソフトウェア等、需給調整制御に必要な不可欠な最適化計算・制御を行うプログラム等も交付対象に含む。 (3) 補助対象経費 設備本体（データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置）、計測機器（電力量センサ、電流計、電力量計、計測機能分電盤等）及び据付工事、配線等
暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン		次のいずれかに該当する試験研究機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン又は換気機能を有するエアコン ①国、地方公共団体又は独立行政法人（以下「国等」という。）が運営する試験機関等 ②国等の認可等を受けた試験機関等 ③法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等
その他		町長と協議し、認められたもの
共通補助対象経費		・設備本体（未使用品） ・設備本体に付属する機器 ・工事費（据付、配線、配管等） ただし、既設設備等の撤去に係る経費（撤去した設備等の処理費を含む。）は、補助対象外。 ・その他、町長が認めた経費

別表第2（第2条、第16条関係）
（太陽光発電システム）

補助対象設備	対象設備の要件及び補助対象経費等
太陽光発電	(1) 対象設備の要件等 次の全ての要件に適合すること。 ア 蓄電池と接続し、発電した電力が設置される住宅において消費されること。 イ 太陽光電池モジュールの合計出力が10KW未満の設備であること。

	ウ 余剰型配線であること。 エ 電力会社の電力系統に連系できること。 オ 未使用品であること。 (2) 補助対象経費 太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。 ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む。）は対象外とする。
定置用蓄電池	(1) 対象設備の要件 次の全ての要件に適合すること。 ア 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること。 イ 蓄電容量が 17.76kwh 未満であるもの。 ウ 電力会社の電力系統に連系できること。 エ 未使用品であること。 (2) 補助対象経費 蓄電池部、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める。）、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。 ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む。）は対象外とする。

別表第 3（第 2 条、第 16 条関係）
（新築住宅）

住宅種別	対象住宅の要件
北方型住宅 ZERO	(1) 新築住宅であること。（土地購入費用は補助対象外とする。） (2) 建築基準法その他関係法令に、法令違反がないこと。 (3) 「ZEH」補助が交付されていないこと。（予定を含む。）

別表第 4（第 3 条、第 5 条関係）
（補助金の額）

区分	対象設備等	補助条件等	補助率	補助上限額
新築	北方型住宅 ZERO	「きた住まいるメンバー」の住宅事業者により建築するもの	定額	450 千円
改修	太陽光発電	・左記 2 機器を同時設置する場合に限る。 ・新規に設備を設置 ・省エネ区分の「HEMS」を同時設置することを条件とする。	10 分の 1	300 千円
	定置用蓄電池			
	定置型蓄電池			
	電気ヒートポンプ		5 分の 1	160 千円
	潜熱回収型ガス給湯暖房機		5 分の 1	160 千円
	潜熱回収型石油式給湯暖房機	給湯機と暖房機を分離して設置も可。その際は、補助上限額を 2 分の 1 の額とする。	5 分の 1	240 千円
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯暖房機		5 分の 1	200 千円

		コージェネレーション設備	潜熱回収型ガス給湯暖房機との併用の場合		5 分の 1	360 千円
		HEMS			定額	30 千円
		暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン	統一省エネラベルの省エネ基準達成率が 100%以上のもの	町内事業者から購入	5 分の 1	80 千円
				町外事業者から購入		40 千円

※統一省エネラベルは、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）」（省エネ法）に規定する省エネ性能の向上を促すための目標基準値（トップランナー基準）をどの程度達成しているかを表示するラベルをいう。

別表第 5（第 6 条関係）
（交付申請関係書類等）

区分		対象設備等	提出書類
共通			(1) 幕別町に住所を有する者にあつては、町税等納入調査同意書（様式第 11 号） (2) 幕別町に住所を有しない者は、現に住所を有する市町村が発行する納税証明書 (3) 自己が所有しない住宅に設置する場合は、所有者の設置承諾書（様式第 1 号） (4) 経費の内訳が明記されている工事見積書等の写し (5) 導入する設備等の仕様がわかるカタログ等 (6) その他町長が必要と認める書類
新築		北方型住宅 ZERO	(1) 北方型住宅 ZERO 施工を確認する書類の写し (2) きた住まいるメンバー登録を証する書類の写し (3) 工事請負契約書（内訳がわかるもの） (4) 建築予定地の写真
改修	再エネ	太陽光発電	(1) 太陽光発電設備の設置に係る図面 (2) 太陽電池の最大出力の合計値が確認できる書類 (3) 太陽電池モジュールの保証期間が確認できる書類 (4) パワーコンディショナーの定格出力が確認できるもの
		定置型蓄電池	(1) 蓄電池の仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面 (2) 蓄電池システム本体機器を含むシステム全体のパッケージの型番が確認できる資料
	省エネ	電気ヒートポンプ	(1) 従来使用していた給湯器の写真（機器の全体写真、メーカー、型番がわかるもの） (2) JIS C 9220:2018 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が 2.7 以上の性能を有することを証するカタログ等
		潜熱回収型ガス給湯暖房機	(1) 従来使用していた給湯器の写真（機器の全体写真、メーカー、型番がわかるもの） (2) 給湯暖房機にあつては、給湯部熱効率が 94%以上であること。給湯単能機、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が 83.7%以上であることを証するカタログ等
		潜熱回収型石油式給湯暖房機	(1) 従来使用していた給湯器の写真（機器の全体写真、メーカー、型番がわかるもの） (2) 油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が 94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が 81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6%以上であることを証するカタログ等
		ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯暖房機	(1) 従来使用していた給湯器の写真（機器の全体写真、メーカー、型番がわかるもの） (2) 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が 102%以上であることを証するカタログ等

		コージェネレーション設備	(1) 従来使用していた給湯器の写真（機器の全体写真、メーカー、型番がわかるもの） (2) 燃料電池発電ユニット ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットの JIS 基準 JIS B 8122 に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 LHV 基準 で 80%以上であることを証するカタログ等
		H E M S	(1) HEMS に接続する機器等の内容がわかる書類 (2) HEMS の仕様及び諸元や計測内容等がわかるカタログや図面
		暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン	(1) 設置予定場所の写真（屋内、屋外、配管） (2) 次のいずれかに該当する試験研究機関等で効果が確認された空気清浄機能又は換気機能付きエアコンであり、それを証するカタログ等 ①国、地方公共団体又は独立行政法人（以下「国等」という。）が運営する試験機関等 ②国等の認可等を受けた試験機関等 ③法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等
		その他	設置設備等の内容等がわかる書類等

別表第 6（第 10 条関係）
（実績報告関係書類）

区分		対象設備等	提出書類
共通			(1) 対象設備等の設置状況等を撮影した写真、図面等（型番がわかる写真を含む。） (2) 対象設備等の設置に係る領収書（明細がわかるもの）及び契約書がある場合はその写し (3) その他町長が必要と認める書類
新築		北方型住宅 ZERO	(1) 住宅ラベリングシート又は一般社団法人北海道建築指導センターが発行する住宅履歴保管書 (2) 完成住宅の写真 (3) 第 4 条第 4 号に規定する展示会の写真及び開催日を確認できる書類等
改修	再エネ	太陽光発電	(1) 共通に同じ
		定置型蓄電池	
	省エネ	電気ヒートポンプ	(1) 共通に同じ
		潜熱回収型ガス給湯暖房機	
		潜熱回収型石油式給湯暖房機	
		ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯暖房機	
		コージェネレーション設備	
		H E M S	
		暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン	
		その他	(1) 共通に同じ